

12 構改 B 第 79 号

平成 12 年 4 月 1 日

〔 改正
12 構改 B 第 685 号
平成 12 年 7 月 3 日 〕

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事 } 殿

構造改善局長

特認基準のガイドラインについて

中山間地域等直接支払交付金については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号構造改善局長通知)が定められたところであるが、同運用第 3 の 11 の(1)の「構造改善局長が別に定めるガイドライン」は下記のとおりとするので、遺漏のないようにされたい。

記

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地

8法地域内の農用地にあつては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地

8法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、国レベルの第三者機関に必要なデータを提出し、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成7年9月14日付け7統第919号(企))の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成2年~7年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農業従事者数及び林業従事者数の合計) ÷
(当該市町村(旧市町村)の区域に係る15歳以上の人口) × 100(%)

農業従事者及び林業従事者：「農林業センサス規則に基づく農業調査及び林業調査結果(平成2年)」のデータとする。

15歳以上の人口：「国勢調査(平成2年)」のデータとする。

(2) 2の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計) ÷ (当該市町村の区域に係る総土地面積) × 100(%)

耕地面積：作物統計調査規則に基づく面積調査(平成2年)のデータとする。

林野面積：農林業センサス規則に基づく林業調査(平成2年)のデータとする。

総土地面積：「平成2年全国都道府県市区町村面積調」のデータとする。

(3) 2の(3)のイの「D I Dからの距離が30分以上」とは、次により判定する。

D I D地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数か所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2の(3)のウの「人口減少率」は、国勢調査報告の平成2年と平成7年の当該市町村(旧市町村)の人口により算出する。

(5) 2の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村(旧市町村)の人口(国勢調査報告(平成7年))] ÷ [当該市町村(旧市町村)の面積(全国都道府県市区町村別面積調(平成6年))]